

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行つた。

令和七年二月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第八号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和七年二月十日	指定の年月日
埼玉県入間市扇台三丁目千百七十六―一、千百七十六―二十九、千百七十六―三十、千百七十九―九、千百七十九―十及び千百七十九―十一の各一部並びに千百七十六―二十九及び千百七十九―十一の各先	指定に係る道路の位置
八十二・一	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)